

認可保育所の指導検査について (会計経理)



東京都 福祉局 指導監査部

指導第二課 保育施設検査担当



認可保育所(特定教育・保育施設)の会計経理

- ◆ 子ども・子育て支援制度により、認可保育所の主たる収入は保育所運営費から施設型給付へ

※児童福祉法第24条の規定により、私立保育所においては、委託費として支払われる。

- ◆ 委託費は、教育・保育に要する費用として支弁された公金である。なお、委託費については、使途制限が設けられている。



社会福祉法人が運営する保育所に対する主な指摘事項

社会福祉法人
の施設

1. 経理規程に従って会計処理が行われていない。
2. 計算書類を適正に作成していない。
3. 注記すべき事項が注記されていない。
4. 附属明細書を適正に作成していない。
5. 契約を適正な方法により行っていない。



1. 経理規程に従って会計処理が行われていない。

(社会福祉法人指導監査ガイドラインⅢ-3-(2)1)

社会福祉法人
の施設

- ◆ 収納した金銭の保管期間が経理規程で定めた日数を超えている。
- ◆ 小口現金の残高が、慢性的に経理規程に定める限度額を超えている。
- ◆ 月次試算表の統括会計責任者への報告日が経理規程で定めた日を過ぎている。
- ◆ 固定資産の現在高報告を実施していない。



経理規程について

1. 会計の原則等（社会福祉法第45条の23）

社会福祉法人は、厚生労働省令で定める基準に従い、会計処理を行わなければならない。

2. 社会福祉法人の認可について(通知)

(平成12年12月1日(令和2年12月25日改正)障第890号 社援第2618号 老発第794号 児発第908号)

別紙2 社会福祉法人定款例

(会計処理の基準)

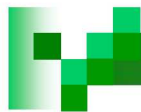
第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理をする。



2. 計算書類を適正に作成していない。

(社会福祉法人指導監査ガイドラインⅢ-3-(3)3)

- ◆ 資金収支計算書について、決算の額と予算の額とに著しい差異がある勘定科目があるが、その理由を備考欄に記載していない。(社会福祉会計基準第16条6)
- ◆ 拠点区分資金収支計算書が小区分勘定科目を記載した様式で作成されていない。
- ◆ 長期前払費用について1年基準による流動資産への振替えが行われていない。
- ◆ 基本財産建物に係る建物附属設備がその他の固定資産に計上されている。



3. 注記すべき事項が注記されていない。

(社会福祉法人指導監査ガイドラインⅢ-3-(5)1)

社会福祉法人
の施設

- ◆貸借対照表上(直接法を採用)、該当する債権(事業未収金、未収金、未収補助金)があるが、「債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高」の注記において、「該当なし」との記載がある。
- ◆貸借対照表上、直接法を採用しているが「有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高」が記載されていない。
- ◆計算書類の注記事項のうち「満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益」について該当なしの記載であったが、実際には満期保有目的の債券を所持している。



4. 附属明細書を適正に作成していない。

(運用上の留意事項 19)

(社会福祉法人指導監査ガイドラインⅢ-3-(5)2)

社会福祉法人
の施設

- ◆ 引当金明細書について、賞与引当金の金額が貸借対照表と一致しない。
- ◆ 積立金・積立資産明細書について、積立金を計上せず、積立資産のみ計上した理由の記載がない。
- ◆ 借入金明細書について、当期償還額が計算書類と一致していない。
- ◆ 基本財産及びその他の固定資産(有形固定資産)の明細書を作成していない。

5. 契約を適正な方法により行っていない。

(入札通知 1)

社会福祉法人
の施設

- ◆大規模修繕工事(約1億円)について、随意契約を行っているが、入札等を行っていない。また、当該契約が随意契約によることが出来る場合であっても、稟議書等でその理由等について確認できない。
- ◆非常用発電設置工事契約(約500万円)について、3社以上の見積もり比較を行っておらず、その理由を稟議書等で確認できない。
- ◆理事会承認を要する契約について、議事録等で承認したことが確認できない。



社会福祉法人が運営する保育所で 留意すべき事項

社会福祉法人
の施設

1. 管理運営体制の整備
2. 資金収支計算書
3. 事業活動計算書
4. 貸借対照表
5. 会計帳簿の整備
6. 附属明細書等
7. 契約事務



1. 管理運営体制の整備

(留意事項1の(1)、(2))

(社会福祉法人指導監査ガイドラインⅢ-3-(2)2)

- ◆ 予算の執行及び資金等の管理に関して会計責任者の設置等の管理運営体制が整備されていること。

※会計責任者：予算の執行及び資金等の管理。

※出納職員：金銭の出納を行う。

- ◆ 会計責任者と出納職員の兼務を避けること。（内部牽制に配慮した体制とする。）
- ◆ 会計責任者は出納職員に取引の遂行、資産の管理及び帳簿その他の証憑書類の保存等会計処理に関する事務を行わせることなどを明確化すること。



2. 資金収支計算書

(会計省令第12から18条、第1号第1様式から第4様式まで)
(留意事項2の(1)、(2))
(社会福祉法人指導監査ガイドラインⅢ-3-(3)3)

社会福祉法人
の施設

- ◆ 資金収支計算書の当期末支払資金残高と貸借対照表の当期末支払資金残高は一致すること。
- ◆ 資金収支計算書の様式が会計基準に則していること。
(法人単位は大区分のみ、拠点区分は小区分まで)
- ◆ 資金収支予算書は、定款の定め等に従い適正な手続きにより作成されていること。(理事会の承認または理事会の決議を経て評議員会の承認が必要)



3. 事業活動計算書

(会計省令第19から24条、第2号第1様式から第4様式まで)
(社会福祉法人指導監査ガイドラインⅢ-3-(3)3)

社会福祉法人
の施設

- ◆ 事業活動計算書の次期繰越活動増減差額と貸借対照表の次期繰越活動増減差額は一致すること。
- ◆ 事業活動計算書の様式が会計基準に則していること。
(法人単位は大区分のみ、拠点区分は小区分まで)
- ◆ 収益はサービスの提供等を行い、現金・預金・未収金等を取得したときに計上されること。(実現主義)
- ◆ 費用はサービスの提供を受けたときに計上されること。
(発生主義)

4. 貸借対照表

社会福祉法人
の施設

(会計省令第25から28条、第3号第1様式から第4様式まで、
第2条第1項、第6条第2項、第3項)

(運用上の取扱い9、10)

(留意事項15)

(社会福祉法人指導監査ガイドラインⅢ-3-(3)3)

- ◆ 貸借対照表の純資産の部と財産目録の差引純資産が一致すること。
- ◆ 貸借対照表の様式が会計基準に則していること。
(法人単位、拠点区分ともに中区分まで)
- ◆ 計算書類等に計上している資産が実在していること。
- ◆ 資産を取得した場合、原則として取得価額を付していること。
- ◆ 有形固定資産及び無形固定資産に係る減価償却を行っていること。
- ◆ 国庫補助金特別積立金の積み立て、取り崩しの処理を会計基準に則り行っていること。



5. 会計帳簿の整備

(社会福祉法第45条の24)

(会計省令第2条第2号、第3条、第7条の2)

(留意事項2の(3)、27)

(社会福祉法人指導監査ガイドラインⅢ-3-(4)1)

社会福祉法人
の施設

- ◆ 拠点区分ごとに仕訳日記帳及び総勘定元帳を作成し、備え置くこと。
- ◆ 計算書類に係る各勘定科目の金額について、主要簿と一致すること。

6. 附属明細書等

(会計省令第29条、第30条、第31条から34条)
(運用上の取扱い20から26まで、別紙1から4まで)
(留意事項25の(2)、26)
(社会福祉法人指導監査ガイドラインⅢ-3-(5)1から3まで)

社会福祉法人
の施設

- ◆ 注記が計算書類の金額と一致していること。
- ◆ 計算書類の注記について注記すべき事項が記載されていること。
- ◆ 作成すべき附属明細書が様式に従って作成されていること。
- ◆ 附属明細書に係る勘定科目の金額が計算書類の金額と一致していること。
- ◆ 財産目録の様式が通知に則っていること。
- ◆ 法人単位貸借対照表の金額と財産目録の金額が一致していること。



注記

社会福祉法人 の施設

注記事項	法人 全体	拠点 区分	該当がない場合
1 継続事業の前提に関する注記	○	×	項目記載不要
2 重要な会計方針	○	○	「該当なし」と記載
3 重要な会計方針の変更	○	○	項目記載不要
4 法人で採用する退職給付制度	○	○	「該当なし」と記載
5 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分	○	○	「該当なし」と記載
6 基本財産の増減の内容及び金額	○	○	「該当なし」と記載
7 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等 特別積立金の取崩し	○	○	「該当なし」と記載
8 担保に供している資産	○	○	「該当なし」と記載
9 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 (貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)	○	○	項目記載不要
10 債権の金額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高 (貸借対照表上、間接法で表示している場合は記載不要)	○	○	項目記載不要
11 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益	○	○	「該当なし」と記載
12 関連当事者との取引の内容	○	×	「該当なし」と記載
13 重要な偶発債務	○	×	「該当なし」と記載
14 重要な後発事象	○	○	「該当なし」と記載
15 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け	○	×	「該当なし」と記載
16 その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、 負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項	○	○	「該当なし」と記載



附属明細書

社会福祉法人 の施設

運用上の取扱い 別紙 3 ①から別紙 3 ⑭	法人全体	拠点区分
1 借入金明細書	○	
2 寄附金収益明細書	○	
3 補助金事業等収益明細書	○	
4 事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書	○	
5 事業区分間及び拠点区分間貸付金（借入金）残高明細書	○	
6 基本金明細書	○	
7 国庫補助金等特別積立金明細書	○	
8 基本財産及びその他の固定資産（有形・無形固定資産）の明細書		○
9 引当金明細書		○
10 拠点区分資金収支明細書		○
11 拠点区分事業活動明細書（省略）		○
12 積立金・積立資産明細書		○
13 サービス区分間繰入金明細書		○
14 サービス区分間貸付金（借入金）残高明細書		○



7. 契約事務

(入札通知)

(徹底通知 5 の (2) ウ、(6) エ)

(社会福祉法人指導監査ガイドラインⅢ-4-(4)4)

社会福祉法人
の施設

- ◆ 法人印及び代表者印の管理について管理が十分行われていること。
- ◆ 理事長が契約について職員に委任する場合はその範囲を経理規程等に明確に定めていること。
- ◆ 随意契約を行っている場合は入札通知に規定する基準に基づき行われていること。



委託費の使途制限

◆ 委託費は、

子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する

委託費の経理等について

(平成27年9月3日府子本第**254**号・雇児発0903第6号)

(以下「経理等通知」という。)

により、厳格な使途制限がある一方、

(参考)

弾力的な運用も認められている。

「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する
委託費の経理等について」の運用等について

(平成27年9月3日府子本第256号・雇児保発0903第2号)

(以下「経理等運用通知」という。)



主な委託費の弾力運用

全施設

◆経理等通知1(2)に記載の要件(いわゆる「第1段階」)

次の要件のすべてが満たされている場合

- ① 児童福祉法（昭和22年法律第146号）第45条第1項の基準が遵守されていること
- ② 委託費に係る交付基準及びそれに関する通知等に示す職員の配置等の事項が遵守されていること。
- ③ 給与に関する規程が整備され、その規程により適正な給与水準が維持されていること。
- ④ 給食について必要な諸経費が適正に確保されていること。
- ⑤ 入所児童に係る保育が保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示第141号）を踏まえているとともに、処遇上必要な設備が整備されているなど、児童の処遇が適切であること。
- ⑥ 運営・経営の責任者である理事長等の役員、施設長及び職員が国等の行う研修会に積極的に参加するなど役職員の資質向上に努めていること。
- ⑦ その他保育所運営以外の事業を含む当該保育所の設置者の運営について、問題となる事由がないこと。



主な委託費の弾力運用

- ◆ 経理等通知1(2)の要件をすべて満たすと、
 - 人件費・管理費・事業費の相互流用ができる。
 - ① 人件費積立資産
 - ② 修繕積立資産
 - ③ 備品等購入積立資産に積み立てることができる。

※各積立資産をそれぞれの積立目的以外に使用する場合には、事前に区市町村経由で都の承認を受けた場合に使用することができる。



主な委託費の弾力運用

- ◆ 経理等通知1(4)に記載の要件(いわゆる「第2段階」)
経理等通知1(2)の①から⑦までの要件をすべて満たし
+ **別表1**に掲げる事業等のいずれかを実施

別表1 (要約)

- ① **延長保育事業**及びこれらと同様の事業と認められるもの
- ② **一時預かり事業** (当分の間は**一時保育促進事業**も含む)
- ③ 乳児を3人以上受け入れている等**低年齢児童の積極的な受入れ**
- ④ **地域子育て支援拠点事業**又はこれと同様の事業
- ⑤ 集団保育が可能で日々通所でき、かつ、**特別児童扶養手当の支給対象障害児の受入れ**
- ⑥ **家庭支援推進保育事業**又はこれと同様の事業
- ⑦ **休日保育加算の対象施設**
- ⑧ **病児保育事業**又はこれと同様の事業
- ⑨ 児童福祉法第6条の3に定める**乳児等通園支援事業**



主な委託費の弾力運用

全施設

◆さらに、経理等通知1(4)の要件のいずれかを満たすと、

処遇改善等加算の区分1「基礎分」として加算された額に相当する額の範囲内で

- 同一の設置者が設置する保育所等に係る**別表2**に掲げる経費等に充てることができる。

別表2 (同一設置者の**保育所等**)

- ① 保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善等に要する経費（保育所等を経営する事業に必要なものに限る。以下②及び③において同じ。）
- ② 保育所等の土地又は建物の賃借料
- ③ 以上の経費に係る借入金（利息部分を含む。）の償還又は積立のための支出
- ④ 保育所等を経営する事業に係る租税公課

別表2の③の保育所等の施設・設備整備のための積立支出については、

「保育所施設・設備整備積立資産」（※）を**積み立て**ることができる。

※同一の設置者が設置する他の保育所等の施設・設備に充てようとする場合は、事前に区市町村経由で都の承認を受けた上で使用することができる。



主な委託費の弾力運用

全施設

◆さらに、経理等通知1(5)の要件をすべて満たすと

①処遇改善等加算の区分1「基礎分」として加算された額に相当する額の範囲内で

➤子育て支援事業に係る別表3及び社会福祉施設等に係る別表4に掲げる経費等に充てることができる。

別表3（同一設置者の子育て支援事業）

- ①子育て支援事業を実施する建物、設備の整備・修繕、環境の改善及び土地の取得等に要する経費（子育て支援事業に必要なものに限る。以下②において同じ。）
- ②①の経費に係る借入金（利息部分を含む。）の償還又は積立のための支出

※子育て支援事業とは

子ども・子育て支援法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業及び同法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業により助成を受けた企業主導型保育事業

別表4（同一設置者の社会福祉施設等）

- ①社会福祉施設等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費（社会福祉施設等を経営する事業に必要なものに限る。以下②及び③において同じ。）
- ②社会福祉施設等の土地又は建物の賃借料
- ③以上の経費に係る借入金（利息部分を含む。）の償還又は積立のための支出
- ④社会福祉施設等を経営する事業に係る租税公課

※社会福祉施設等とは

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の使用及び指導について」（平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号）別表3に掲げる施設



主な委託費の弾力運用

②委託費の3か月分に相当する額の範囲内まで

- 子育て支援事業に係る**別表 3** 及び保育所等に係る**別表 5** に掲げる経費等に充てることができる。

別表 3（同一設置者の**子育て支援事業**）

- ①子育て支援事業を実施する建物、設備の整備・修繕、環境の改善及び土地の取得等に要する経費（子育て支援事業に必要なものに限る。以下②において同じ。）
- ②①の経費に係る借入金（利息部分を含む。）の償還又は積立のための支出

別表 5（同一設置者の**保育所等**）

- ①保育所等の建物、設備の整備・修繕、環境の改善、土地の取得等に要する経費（保育所等を経営する事業に必要なものに限る。以下②及び③において同じ。）
- ②保育所等の土地又は建物の賃借料
- ③以上の経費に係る借入金（利息部分を含む。）の償還
- ④保育所等を経営する事業に係る租税公課



主な委託費の弾力運用

◆ 経理等通知1(5)に記載の要件(いわゆる「第3段階」)

経理等通知1(2)の①から⑦までの要件をすべて満たし

- + **別表1**に掲げる事業等のいずれかを実施
- + 次の要件のすべてが満たされる場合

- ① **計算書等(計算書類)**を保育所に備え付け、閲覧に供する。
- ② 毎年度、次のア又はイを実施
 - ア **第三者評価加算**の認定
 - イ **苦情解決の仕組み**の周知、第三者委員の設置、苦情内容及び解決結果の定期的な公表など利用者の保護に努める。
- ③ **処遇改善等加算**のキャリアパス要件及び賃金改善要件を満たす。

※②イについて

入所者等からのサービスに係る苦情内容及び解決結果の定期的な公表については、**保育サービスの利用者のみならず、一般に対しても**、ホームページ及び広報誌等の活用などにより行うことが求められています。

＜経理等運用通知 問12＞



主な委託費の弾力運用

◆ 経理等通知1(6)により、「第3段階」までの要件を満たすと、

➤ ① 人件費積立資産

② 保育所施設・設備整備積立資産

に**積み立て**ることができる。

※各積立資産をそれぞれの積立目的以外に使用する場合には、事前に区市町村経由で**都**（当該保育所の設置主体が**社会福祉法人又は学校法人である場合は理事会**）の承認を受けた場合に使用することができる。



前期末支払資金残高の取扱い

全施設

- ◆ 経理等通知 1(5)の要件を満たす場合においては、あらかじめ区市町村経由で都（当該保育所の設置主体が**社会福祉法人又は学校法人である場合は理事会**）の承認を得た上で、

➤ 当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填できるほか、当該施設の運営に支障が生じない範囲において以下の経費に充当することができる。

① **法人本部の運営に要する経費**

（本部拠点区分資金収支計算書の「人件費支出」「事業費支出」に相当する経費で保育所の運営に関する経費）

② 社会福祉法に定める第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業並びに子育て支援事業の運営、**施設設備の整備等に要する経費**

③ 公益事業（子育て支援事業を除く。）の運営、施設設備の整備等に要する経費

※東京都の補助金等の交付対象となっていた保育所が前期末支払資金残高を取崩し、同一の設置者が設置する当該保育所以外の施設・事業等に係る経費に充当しようとする場合、その充当対象施設はそれぞれ**都内に所在する施設及び事業に限る。**

【通知】令和2年11月19日付2福保子保第3496号「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」に係る都内私立保育所における取扱いについて



当期末支払資金残高の保有

- ◆ 当期末支払資金残高は、…（略）…、

当該年度の委託費収入※の30%以下の保有とすること。

＜経理等通知 3(2)＞

※ ここでいう委託費収入には、「東京都保育士等キャリアアップ補助金」と「東京都保育サービス推進事業補助金」を含みます。

その他の区市町村補助金等については、算定に該当する補助金を各区市町村にお問い合わせください。

- ◆ 30%を超える場合は、「将来発生が見込まれる経費を積立預金として積み立てるなど、長期的に安定した経営が確保できるような計画を作るよう指導を行い、それでもなお、委託費収入の30%を超えている場合については、超過額が解消されるまでの間、改善基礎分について加算を停止すること。」

＜経理等運用通知 問21＞



委託費の貸付

全施設

- ◆ 委託費の同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分への資金の貸付については、**当該法人の経営上やむを得ない場合**に、**当該年度内に限って**認められるものであること。

なお、同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分以外への貸付は**一切認められない**こと。

＜経理等通知 4(2)＞

- ◆ **当該法人の経営上やむを得ない場合とは、**

他の拠点区分において、補助金収入等の遅れにより、資金不足が生じた場合等である。

＜経理等運用通知 問14＞

委託費の適正管理の徹底について

(委託費の適正管理の徹底について)

全施設

◆ 委託費の適正管理について

複数施設及び複数事業の積立資産及び現金預金を、法人本部等の同一の預金口座で、一括して管理する場合は、内訳表の作成等により、預金口座残高の内訳がわかるよう資金管理を行う必要がある。

○内訳表のイメージ

○○銀行○○支店 口座No123456

拠点区分	預金（流動資産）	○○積立資産	合計
○○（株）本部	500,000	0	500,000
○○保育園 A	2,500,000	2,000,000	4,500,000
○○保育園 B	3,500,000	1,500,000	5,000,000
合 計	6,500,000	3,500,000	10,000,000

↑ 残高証明書の残高



社会福祉法人以外の者の経理処理

社会福祉法人以外
の施設

社会福祉法人以外の者が運営する保育所については、以下の条件により経理処理を行う必要があるので留意すること。

保育所の設置認可等について（平成12年3月30日児発第295号）

第1の3（3）②社会福祉法人以外の者に対する設置認可の際の条件

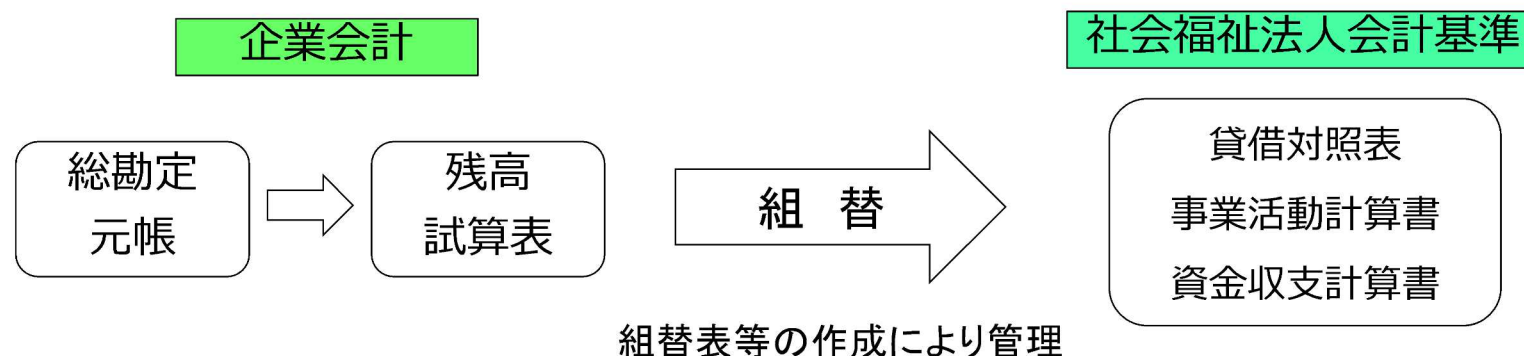
- イ 平成26年内閣府令第39号第33条を踏まえ、収支計算書又は損益計算書において、**保育所を経営する事業に係る区分**を設けること。
- ウ 保育所を経営する事業については、積立金・積立資産明細書を作成すること。
- エ 学校法人会計基準及び企業会計の基準による会計処理を行っている者は、イに定める区分ごとに、積立金・積立資産明細書を作成すること。
なお、企業会計の基準による会計処理を行っている者は、**(略)貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、及び借入金明細書、及び基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書**を作成すること。
- オ 毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、保育所を経営する事業に係る現況報告書を添付して、都道府県知事に対して提出すること。
 - (ア) 前会計年度末における貸借対照表
 - (イ) 前会計年度の収支計算書又は損益計算書
 - (ウ) 保育所を経営する事業に係る前会計年度末における積立金・積立資産明細書
ただし、（以下略）



企業会計から社会福祉法人会計基準への組替

社会福祉法人以
外の施設

- ◆ 認可保育所の決算書は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳された会計帳簿に基づいて作成しなければならない。
- ◆ 企業会計で作成した決算書から組み替えて、社会福祉法人会計基準により決算書を作成している場合には、企業会計で作成した総勘定元帳と金額が一致しない項目について、その理由及び金額を管理する必要がある。





指導検査の意義

- ☆児童のため …… 保育の質の向上
- ☆保護者のため …… 安心・安全の確保
- ☆園及び職員のため …… リスクマネジメント

今後とも御協力をお願い申し上げます